

浜松市契約公報

発行所 〒430 - 8652
 浜松市中区元城町 103 - 2
 浜 松 市 役 所
 (財 務 部 調 達 課)
 電話 053 - 457 - 2173

○入札公告 (1 件)

浜松市調達公告第 20 号 浜松市新清掃工場及び新破砕処理センター
 施設設備運営事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

公 告

浜松市調達公告第 20 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける
 調達契約に係る一般競争入札（総合評価落札方式）を下記のとおり執行する。

平成 29 年 4 月 10 日

浜松市長 鈴木康友

1 担当部課

〒432 - 8023 静岡県浜松市中区鳴江三丁目 1 番 10 号
 浜松市環境部廃棄物処理課
 電話 053-453-6226 FAX 053-457-3071

2 競争入札に付する事項

- (1) 事業名
浜松市新清掃工場及び新破砕処理センター施設整備運営事業
- (2) 事業場所
浜松市天竜区青谷 1500 番地ほか
- (3) 事業概要
浜松市新清掃工場及び新破砕処理センター施設整備運営事業において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき設計、建設、運営及び維持管理業務を実施する。
- (4) 事業期間
事業契約締結日から平成 56 年（2044 年）3 月 31 日まで
ただし、運営及び維持管理業務は、平成 36 年（2024 年）4 月 1 日から平成 56 年（2044 年）3 月 31 日までの 20 年間とする。
- (5) 予定価格及び入札書比較価格
予定価格 86,737,178,160 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

入札書比較価格 80,312,202,000 円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

なお、予定価格は、事業期間中に本市が事業者を支払う設計・建設業務に係る対価及び運營業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とする。また、予定価格には、事業契約に規定する物価変動等に応じた増減額は含まない。

3 競争入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、P F I 事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と P F I 事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより 1 者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。

イ 設計・建設業務において、P F I 事業者から直接、「設計業務」「建設業務」の委託を受けることを予定する者は構成員とならなければならない。また、運營業務において、P F I 事業者から直接、「運転管理業務」「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。

ウ 入札参加者の構成企業の企業数は任意とするが、構成企業は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。

エ 入札参加者は、「(2) ウ 本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件(7)」を満たす 1 者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、P F I 事業者の最大の出資者とする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。

オ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、本市が認めた場合は、この限りでない。

カ 入札参加者の構成企業が、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。ただし、主灰の運搬を行う者（主灰運搬事業者）及び主灰の資源化を行う者（主灰資源化事業者）については、この限りでない。

キ 入札参加者の構成企業のいずれかと財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

(2) 入札参加者の構成企業の要件

入札参加者は、本件事業の設計・建設及び運營業務を行う者として、次のアからオの要件を満たす者で構成すること。なお、1 者で複数の要件を満たす場合は、当該 1 者のみで複数の要件に係る業務に当たることが可能である。

ア 本件施設の土木工事の設計・建設を行う者の要件

本件施設の土木工事の設計・建設を行う者は、次の全ての要件を満たす者を含むこと。

- (7) 平成 29・30 年度の本市の入札参加資格（建設工事関連業務委託 業種：測量及び土木関係コンサルタント）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。
- (イ) 国土交通省の建設コンサルタント登録規定に基づく建設コンサルタント（道路部門、鋼構造及びコンクリート部門）を受けていること。
- (ウ) 橋長が 30m 以上のポストテンション桁構造の橋梁詳細設計業務（平成 18 年 4 月以降に完成引渡し済みの業務に限る。）の業務実績を元請として有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものであること。
- (エ) 平成 29・30 年度の本市の入札参加資格（建設工事 業種：土木一式工事）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。
- (オ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業（土木工事業）の許可を受けていること。
- (カ) 入札参加資格確認申請書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の土木一式工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- (キ) 切土量及び盛土量がそれぞれ 40 万 m³ 以上の造成工事（平成 18 年 4 月以降に完成引渡し済みの工事に限る。）の施工実績を元請として有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものであること。
- (ク) 建設業法における土木工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。（配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。）

イ 本件施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本件施設の建築物の設計・建設を行う者は、次の全ての要件を満たす者を含むこと。

- (7) 本件施設の建築物の設計を行う者にあつては、平成 29・30 年度の本市の入札参加資格（建設工事関連業務委託 業種：建築関係コンサルタント）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。
- (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 本件施設の建築物の建設を行う者にあつては、平成 29・30 年度の本市の

入札参加資格（建設工事 業種：建築一式工事）の登録がされた者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。

- (エ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業（建築工事業、電気工事業、管工事業）の許可を取得し電気工事、管工事について入札参加資格確認申請書の提出期限日から1年7か月以内を審査基準日とした経営事項審査を受審しており、その結果通知書を取得していること。
- (オ) 入札参加資格確認申請書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- (カ) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設（平成18年4月以降に稼働した施設に限る。）で全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計・建設工事の納入実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。
- (キ) 建設業法における建築工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。（配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。）

ウ 本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、次の要件を満たす者を含むこと。

- (ア) 平成18年4月以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（処理方式は、入札参加者が本件事業で提案する方式と同一方式で、処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成とする。）のプラント設備に係る設計・建設工事の納入実績（施工かし担保期間が満了していること）を元請として2件以上（震災等の仮設焼却施設の納入実績は除く）有し、次の全ての要件を満たす者であること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。
 - a 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - b 建設業法第3条第1項の規定による特定建設業（清掃施設工事業）の許可を受けていること。
 - c 平成29・30年度の本市の入札参加資格（建設工事 業種：清掃施設工事）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。
 - d 建設業法における清掃施設工事業に関わる監理技術者資格者証を有する

者を本工事に専任で配置できること。(配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。)

e 入札参加資格確認申請書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事の総合評定値が1,000点以上であること。

(イ) 平成18年4月以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、もえないごみ、粗大ごみ及びプラスチック製容器包装を処理対象物とするリサイクルセンター(複数の施設にて全ての処理対象物を取り扱った実績を有していれば足りる。)のプラント設備に係る設計・建設工事の納入実績(施工かし担保期間が満了していること)を元請として有し、次の全ての要件を満たす者であること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。

a 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

b 建設業法第3条第1項の規定による特定建設業(清掃施設工事又は機械器具設置工事業)の許可を受けていること。

c 平成29・30年度の本市の入札参加資格(建設工事 業種:清掃施設工事)の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。

d 建設業法における清掃施設工事業又は機械器具設置工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。(配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。)

e 入札参加資格確認申請書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事又は機械器具設置工事の総合評定値が1,000点以上であること。

エ 本件施設の運営を行う者の要件

本件施設の運営を行う者は、次の要件を満たす者を含むこと。本業務を複数の者で行う場合は、主たる業務(「運転管理業務」、「維持管理業務」)を担う者が、(ア)、(イ)を満たすこと。

(ア) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設(震災等の仮設焼却施設は除く)で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(処理方式は、入札参加者が本件事業で提案する方式と同一方式とし、処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成とする。)における1年間以上の運転管理実績を元請として有し、次の全ての要件を満たす者であること。

a ごみ処理施設の廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物を対象としたボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(処理方式は、入札参加者が本件事業で提案する方式と同一方式で、処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成とする。)の現場総括責任者としての経験を有す

る者を本件事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。

b 平成29・30年度の本市の入札参加資格（業務委託 業種：その他施設管理・運転業務委託）の登録がされた者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。

c 新清掃工場の運営に当たり、PFI事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(イ) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、もえないごみ、粗大ごみ及びプラスチック製容器包装を処理対象物とするリサイクルセンターにおける1年間以上の運転管理実績（複数の施設にて全ての処理対象物を取り扱った実績を有していれば足りる。）を元請として有し、新破碎処理センターの運営に当たり、PFI事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できる者であること。

オ 主灰の運搬を行う者の要件（提案する処理方式がストーカ方式（主灰の外部資源化）の場合に限る。）

主灰の運搬を行う者は、次の全ての要件を満たすこと。

(ア) 本業務を実施するために必要十分な施設（主灰を運搬するための車両等）を所有していること。

(イ) 本業務を実施するために必要な許認可を取得していること。

カ 主灰の資源化を行う者の要件（提案する処理方式がストーカ方式（主灰の外部資源化）の場合に限る。）

主灰の資源化を行う者は、次の全ての要件を満たすこと。

(ア) 提案する主灰の資源化施設（セメント原料化施設等）について、1年間以上の運転実績を有すること。

(イ) 提案する主灰の資源化施設において本業務を実施するために必要な許認可を取得していること。

(3) 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

イ PFI法第9条の規定に該当する者。

ウ 平成29・30年度の本市の入札参加有資格者名簿に登録されていない者。なお、本市財務部調達課に定められた様式により、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者及び3(2)イ(エ)に該当する者については、この限りでない。

エ 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱及び浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者。

オ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。

- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
- ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
- ケ 清算中の株式会社で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- コ 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領により入札排除期間中である者。
- サ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当する者。
- シ 国税又は地方税を滞納している者。
- ス 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処され、その執行を終わった、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- セ 本件事業に係るアドバイザー業務を受託している者、当該アドバイザー業務を受託している者とアドバイザー業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。
- なお、上記セにおいて、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- 本件事業に関し、本市のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。
- ・株式会社エイト日本技術開発
 - ・ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
- ソ 本件事業の評価を行う「浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備事業における P F I 専門委員会」の委員及び当該委員が所属する者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。
- なお、上記ソにおいて、「資本面において関連のある者」とは、当該企業に出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

(4) 特別目的会社の設立に関する要件

- ア 落札者の構成員は、事業契約の仮契約締結までに、特別目的会社を設立すること。特別目的会社は、会社法に規定される株式会社とし、本市内に本店を置くこ

と。なお、特別目的会社の本店所在地については、事業期間に限り、無償で本件施設内に設置することを認めるものとする。

イ 特別目的会社の目的は、本件事業の設計・建設業務及び運營業務を実施するもののみであること。

ウ 特別目的会社への出資は、落札者の構成員全員によるものとし、原則として落札者の構成員以外の者の出資は認めないものとする。また、構成員のうち代表企業は最大の出資率の者とし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて最大とすること。

エ 全ての出資者は、事業契約終了まで特別目的会社の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

(5) 入札参加資格登録されていない者の参加

3 (2) アからエの参加資格要件で定める平成 29・30 年度の本市の入札参加資格登録されていない者が、構成員又は協力会社として入札参加を希望する場合には、本市財務部調達課に所定の様式により、本入札の公告日から、入札参加資格確認申請書の提出期限日（平成 29 年 5 月 22 日（月））までに入札参加資格審査を受けること。

(6) 入札参加資格の確認

入札参加資格確認基準日は入札参加資格確認申請書受付最終日（平成 29 年 5 月 22 日（月））とする。

(7) 入札参加者の参加資格の喪失

ア 入札参加資格確認基準日の翌日から入札日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ本市が認めた場合は、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。

イ 提案書提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、本市がやむを得ない事情であると判断した場合は、審査対象とする。

ウ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠くこととなった場合、本市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、本市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4 入札説明書等の配付

(1) 配付期間

平成 29 年 4 月 10 日（月）から平成 29 年 5 月 22 日（月）まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日 9 時から 17 時まで)

(2) 配付場所

〒432 - 8023 静岡県浜松市中区鴨江三丁目 1 番 10 号

浜松市環境部廃棄物処理課 電話 053-453-6226

(3) 配付方法等

配付対象者は本件事業への参加を希望する企業とする。当該資料の受け取りに際しては、(2)に掲げる場所に電話にて連絡し、配付を受けるための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの(ただし、名刺は不可とする。)を持参すること。また、入札説明書等は本市のホームページからもダウンロードすることができる。

5 入札参加資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書を提出すること。

(1) 提出期間

平成 29 年 5 月 16 日 (火) から平成 29 年 5 月 22 日 (月) まで

(土曜日、日曜日を除く毎日 9 時から 17 時まで)

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ その他、入札説明書に定める書類

(3) 提出場所

4 (2) に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

6 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、入札参加資格確認申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、平成 29 年 5 月 29 日 (月) に郵送する。

7 入札手続等

(1) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札価格だけでなく、技術提案内容を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うので、入札説明書において示す入札提案書類を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(総価)に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(2) 入札提案書類の提出

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、入札説明書に示す入札提案書類を提出すること。

ア 入札提案書類の提出について

(ア) 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とする）

(イ) 提出期間

平成29年8月31日（木）から平成29年9月4日（月）（土曜日、日曜日を除く毎日9時から17時まで）とし、郵送の場合は平成29年9月4日（月）必着とする。

(ウ) 提出場所

4（2）に同じ

(3) 開札日時及び開札場所

日時や場所等の詳細を決定次第、各入札参加者の代表企業に本市より通知する。

(4) 落札者の決定方法

入札説明書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者に対してヒアリングを実施した後、入札説明書で定める総合評価落札方式をもって落札者を決定する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者の入札、入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

(6) 入札保証金

浜松市契約規則第6条第1項3号に基づき免除とする。

なお、上記にかかわらず、落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

8 その他

(1) 契約保証金

ア 設計・建設期間における保証

PFI事業者は、設計・建設業務に係る対価の10分の1以上の額を契約締結日までに納付するものとする。なお、事業契約書（案）に示す保険会社等による保証も可とする。

イ 運営期間における保証

PFI事業者は、運営業務に係る対価の総額を20で除した額の10分の1以上の額を運営期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、契約保証金として納付するものとする。なお、事業契約書（案）に示す保険会社等による保証も可とする。

- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 契約の締結
本事業の契約は、仮契約締結後、浜松市議会の議決を得た日に本契約として成立する。
- (4) 入札参加資格の登録がされていない者でこの入札に参加しようとする者の入札参加資格審査申請等の交付及び申請場所
ア 資格審査申請書等の交付
ホームページからダウンロードできる。また、浜松市役所財務部調達課において無償で交付する。
イ 申請場所
〒430-8652 静岡県浜松市中区元城町 103 番地の 2
浜松市財務部調達課 電話 053-457-2173
- (5) 言語及び通貨
この契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) その他
この調達は、WTO 政府調達契約の適用を受けるものである。
詳細は、入札説明書等による。

9 Summary

- (1) Name and Quantity of Services or Goods:
Hamamatsu city new incineration plant and new crushing treatment center build and operation project
(Implementation of Design, Construction, Operation and Maintenance, under Act on Promotion of Private Finance Initiative (BTO scheme))
- (2) Deadline for the submission of bidder qualification confirmation application form and relevant documents:
5:00p.m., 22 May, 2017
- (3) Deadline for the submission of bidding documents and proposal documents:
5:00p.m., 4 September, 2017
- (4) Department responsible for affairs concerning specific procurement contracts:
Waste Disposal Division, Environmental Department, Hamamatsu City
1-10, kamoe 3-chome, naka-ku, Hamamatsu-shi 432-8025
Telephone: 053-453-6226